

# 地方独立行政法人栃木県立がんセンター看護助手業務等委託仕様書

## 1 業務概要

この仕様書は、次の看護助手業務等（以下「業務」という。）を委託するに当たり、委託契約受託者（以下「受託者」という。）にその大要を示すものであり、簡易なものについては、仕様書に記載のない事項であっても現場の状況に応じて誠意をもって行い、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「センター」という。）が必要と認めた業務は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

- (1) 病棟以外の部署及び東第5病棟における看護助手業務（別紙、看護助手業務委託詳細参照）
- (2) ベッドメイキング業務（別紙、ベッドメイキング業務委託詳細参照）

## 2 業務場所 栃木県宇都宮市陽南4丁目9番13号 地方独立行政法人栃木県立がんセンター

## 3 業務委託期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで

## 4 責任者

受託者は、業務従事者（以下「従事者」という。）を統括するため、信頼のおける者から責任者を定め、常駐させるものとし、別紙様式第1号により速やかにセンターに届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

責任者について、委託業務に従事させることが不相当と認めるときは、理由を明示してその者の解任を受託者に求めることができる。（従事者についても同様とする。）

## 5 費用の負担区分

業務実施に要する電気、水道等の費用は、センターの負担とする。

受託者の使用する者の勤怠管理に要する物品（タイムレコーダー）、各種報告書類、被服、名札、マスク、その他執務環境向上のために必要な物品（喫茶用給茶器及び湯茶、その他）については、受託者の負担とする。

上記の他、必要がある場合は、その都度センターと受託者が協議して決定するものとする。

## 6 服装

受託者は業務従事者に清潔な制服と社名・氏名入り名札を着用させなければならない。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、センターの名誉を重んじ、これをき損しないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、センター内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。受託者及び業務従事者がこの業務を退去した後も同様のものとする。
- (3) 受託者は、常に業務従事者の健康に注意し、感染症等の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。また、その旨を速やかにセンターに報告しなければならない。
- (4) 従業員は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接に当たっては親切・丁寧を旨とする。
- (5) 従事者は、患者、患者の家族及び面会者とみだりに接触、会話等をしてはならない。
- (6) 受託者は、従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を事前に実施し、業務履行に支障を来さないように万全を期さなければならない。  
新たに従事者を配置する際は1週間以上の研修期間を設け、その間は、配置人員に含まない。
- (7) 受託者は従事者に対して、接遇等に関する研修を受託後速やかに年1回以上実施し、実施状況（実施日・内容・参加者等）をセンターに報告すること。また、センターが実施する感染・医療安全等の勉強会には、毎年全員が参加するよう努めること。
- (8) 受託者は賠償責任損害保険に加入すること。
- (9) 受託者は、業務の履行に関し事故等を生じた場合（間違いやトラブル事案などを含む）は、直ちにセンターに事故等の状況を報告しなければならない。また、センターの求めにより受託者は事故報告届出書（別紙様式第5号）を提出すること。

8 再委託の禁止

本業務を第三者に再委託することを禁止する。

9 福利厚生

受託者が使用する者の福利厚生に関するものは、受託者の負担とする。

10 請求

受託者は、毎月委託業務完了後 10 日以内に、センターに業務完了報告書（別紙様式第 3 号）を提出し、甲の検査に合格後速やかに請求書を提出しなければならない。なお、センターは適法な請求書を受理した後、30 日以内に当該委託料を支払うものとする。

11 その他

毎月のシフト表は受託者が作成し、前月 25 日までにセンターへ提出する。

この仕様書に定めない事項については、その都度センターと受託者が協議して取決めるものとする。

12 業務の引継ぎについて

契約期間満了時又は、契約期間途中で業務の引継ぎの必要が生じた場合は、センターの指導又は協議の下、業務を引継ぐ者に誠実かつ適切、正確に業務を引継ぐこと。その際、業務の低下を招かないように十分に配慮すること。